

国家戦略特区の新たな提案

ポスト新型コロナウイルス感染拡大防止措置後の
オンライン診療に関する特例設置について

令和2年5月19日
養父市

ポスト新型コロナウイルス感染拡大防止措置後の オンライン診療に関する特例設置について



		現行法	4月10日付事務連絡による時限的特例措置	養父市からの提案、今後求めるもの	
初診		×	○	<p>オンライン診療の柔軟な活用と普及促進</p> <ul style="list-style-type: none">・初診を含め医師が適切と判断するケースでの実施 (例) インフルエンザ等感染症・対面同等の診療報酬の適用	
再診		○	○		
		3か月間毎月対面診療後			
手段	テレビ電話	テレビ電話 又は 音声電話等		<p>目指すのは</p> <p>平時からオンライン診療体制を整備、有事の対応力を高める <効果></p> <ul style="list-style-type: none">・医療現場での感染抑止・早期治療による重症化回避・脆弱な地域医療資源の効率運用	
診療報酬	再診料 医学管理料	71 100	初診料 再診料 医学管理料	214 73 147	<p>インフルエンザ等感染症を対象にするなど 今後の検討が必要</p>
保険対象	生活習慣病など10種類の オンライン診療料対象管理料等 算定対象者のみ		特定なし	<p>対象拡大 (要検討)</p>	